

太田市自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、自発的活動に対する支援を行う社会福祉法人等に対し、太田市自発的活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 社会福祉法人等 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及びこれらに類する団体（規約、会則等を定めているものに限る。）をいう。
- (3) 自発的活動 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自発的活動を支援する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動を支援する事業
- (2) 障害者等の社会復帰活動を支援する事業
- (3) 障害者等に対するボランティアの養成及び活動を支援する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自発的活動を支援するために有効な形式により行われる事業

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる社会福祉法人等は、市内で補助対象事業を行うものであって、障がい者福祉に関する活動実績があるもの又は障がい者福祉に関する継続的な活動を行うことが見込まれるものとする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利活動を行うことを目的とするものは、補助金の交付を受けることができないものとする。

る。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場費 (会場使用料、設備使用料、光熱水費等)
- (2) 講師関係費 (講師謝金、講師旅費等)
- (3) 物件費 (印刷製本費、広報費、看板等製作費、保険料等)
- (4) 事務費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業を実施するために市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等の定款、規約又は会則等の写し及び構成員名簿とする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を順守しなければならないものとする。

- (1) 補助金を単に当該社会福祉法人等を維持するための経費として使用しないこと。
- (2) 特定の者のみが補助対象事業に携わるのではなく、多くの障害者等、障害者等の家族、地域住民等が当該補助対象事業に関わるように努めること。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第10条の市長が指定する書類は、補助対象事業の実施状況が確認できる書類とする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた社会福祉法人等は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。